



公 示 送 達 書  
公 告

公告第 29 号

下記の者に係る繰上徴収書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達  
します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和6年12月12日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
千葉県長生郡長生村七井土1559番地6	長尾 将之	
	以下余白	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		